

ラ一、七貫八百目
滑川御蔵相建申御入用、焼失ニ付相建申

天保八年

ロ一、百三拾目七分九厘
金谷御屋敷御修覆

ノ一、拾壹貫八匁七分四厘
竹之御間建修理

竹之御間建修理

天保九年

ロ一、拾四貫九百五拾八匁五分三厘
金谷御殿品々出来

ツ一、貳貫五百三拾目八分貳厘
蓮池御用所并御輿置所相建

ツ一、七百壹匁貳分四厘
同所御門外御鎖口番等詰所出来

ロ一、七拾壹匁貳分九厘
真龍院様向山へ御出ニ付御橋等

ロ一、貳百四十四匁三分
金谷御殿塵芥箱等出来

ソ一、^{帳ナシ}貳拾壹貫六百九拾七匁三分四厘
越中境御関所建修理

ナ一、貳貫八百四拾目
滑川御高札場等類焼ニ付建直し御入用

ナ一、壹貫目
●同所御蔵番人御貸家右同断

ラ一、貳拾九貫九百目
●同所御蔵類焼ニ付建直し三筋 ○

ムナ一、四百五拾五匁五分九厘
●小杉御高札場類焼ニ付建直し

ラナ一、五貫八百三拾五匁三分七厘
○能州飯田村御蔵建直し

ロ一、九百四拾八匁壹分九厘
真龍院様御道筋御修覆

ヤ一、拾貳貫七百三拾六匁
如来寺両院再建

〔貼紙〕
「文政十一年」

ロ一、壹貫九百拾四匁

金谷御広式屋ね御修覆

文政十二年

ウ一、貳貫四百九拾四匁六分七厘

① 竹沢御屋敷雪下シ御入用

ウ一、六貫六百九拾貳匁壹分八厘

伏木御土藏所替御入用

ウ一、三拾七匁六分七厘

鶴林寺雪下シ

ウ一、三拾九匁五分六厘

竹沢御鎮守雪下シ

ウ一、九貫貳百九拾七匁七分三厘

御城中雪下シ

ウ一、貳拾七匁六分五厘

外作事方雪下シ

ウ一、四貫六百八拾六匁七分三厘

寺社方所々雪下シ

天保元年

ワ一、四貫四百八拾六匁貳分壹厘

福浦并狼煙御武具土藏新出来

ナ一、貳拾四貫貳百拾七匁五分三厘

竹沢御建物御取置御入用

天保二年

ツ一、貳貫百拾壹匁七分三厘

公事場牢屋狭間等御修覆

ナ一、拾五貫百八拾九匁八分五厘

魚津三浦又藏御貸屋焼失ニ付出来御入用

ナ一、壹貫三百三拾五匁五分

同所御高札場焼失ニ付出来

〔1―2〕 (24×64.5 cm、二枚貼継)

天保三年

ワ一、三貫五百九十貳匁九分三厘

奥納戸御土藏建修里

レ一、七拾壹貫四百六拾壹匁七分四厘黒津舟御再建并仮小屋御入用ヤシキ

ノ一、六貫四百四十三匁四分六厘 御居間書院建修理

天保四年

ロ一、四百壹匁三分九厘

金谷御居宅御修覆

ロ一、三貫七百八拾三匁三分貳厘

同所仮雪垣新出来

チ一、拾五貫五百五拾目

センキ 土清水搗藏火事損建修里

子一、四貫三百五拾目

越中大岩日石寺仁王門相立

天保五年

ロ一、八百貳匁七分八厘

金谷御屋敷御修覆

ソ一、八貫六百七匁

ヲ 細工所役所建直シ

ム一、貳貫百三拾五匁壹分九厘

○能州輪嶋御塩藏所カへ相建御入用

ラ一、拾五貫六百貳匁三分貳厘

○越中滑川西御藏類失ニ付四間ニ十間壹筋相建

式筋

天保六年

ロ一、三百四拾貳匁六分貳厘

● 金谷御屋敷所々雪下シ

ウ一、三貫六百四拾三匁八分貳厘

● 御城中所々雪下シ

ロ一、百貳拾貳匁三厘

金谷御屋敷御修覆

ウ一、九百五拾九匁六分五厘

竹沢御屋敷所々雪下シ

天保七年

ワ一、貳貫三百目

高岡瑞龍寺宝藏建替

〔1―5〕 (24×65 cm、二枚貼継)

ノ一、七貫七百七十四匁五分

御帰城前御次内御修覆

但シ折上之間ヲ敷合後廊下御見物所後廊下等

四十七貫貳百三十七匁五分壹厘 滑川御藏壹筋 五十三貫七十匁八分八厘 ム一、七貫九百七拾目五分六厘 式拾三貫五百七拾貳匁八分八厘 遠所御藏建直シ所替等 (2) 作事関係の建物修築経費の年次別書上(文化11〜天保9年)	〔1―6〕(16×6 ㎝) ル一、貳拾五貫目 一、拾四貫四拾目 石川御櫓「」建直し 如来寺「」 (下欠)	〔1―6〕(26×6 ㎝) セシキ ワ一、六貫五百三拾六匁貳分 御普請会所土藏新出来 文化十二年	〔1―9〕(24×62 ㎝、二枚貼継) 文政元年 文政二年 ヨ一、三拾三貫八百七拾五匁八分貳厘 御樂屋銅屋ね葺替御入用 ナマリ鉛 タ一、七拾七貫八百拾六匁 陽広院様御霊堂 タ一、三貫三百八拾壹匁六分貳厘 右同断御棟上御規式 文政三年 ヲ一、六百日 御算用場之内御仕法所建出シ (直カ) ヲ一、壹貫百目 右同所定検地役所建替 文政四年
---	---	--	--

ワ一、五貫七百九十三匁七分八厘 金谷御広式御土藏御修覆 ワ一、八貫九百六十九匁貳分壹厘 二之御丸切手御門脇御土藏相建 ク一、五拾四貫百拾七匁五分三厘 高岡古御城御門等御修覆 トワ一、貳拾六貫五百六匁貳分七厘 玉泉院様丸御武藏相建 (具土彫) ソ一、五貫貳百七拾五匁八分七厘 高岡町会所相建	文政五年 文政六年 一、八貫四百五十四匁三分四厘 竹沢御殿御普請用材木 玉泉院様丸おひて木割 ロ一、八貫八百八拾目七分九厘 金谷御屋敷御表廻御取置	文政七年 レ一、五拾九貫四百九拾九匁六分壹厘 学校御鎮守御造営御入用 文政八年 一、六貫七拾四匁八分壹厘 竹沢御屋敷御修覆御入用 ソ一、拾六貫七百三拾六匁五分五厘 会所役所立替 ツ一、四貫三百貳拾貳匁四分壹厘 竹沢綿羊小屋金谷江移替 一、拾六貫七百三拾六匁「」 会所役所建替御入用 ヲ一、九貫六百七拾貳匁五分貳厘 瑞龍寺塔司亀占庵建直し	〔1―3〕(24×64 ㎝、二枚貼継) ツ一、貳貫百四拾目壹分 公事場牢屋御修覆 ツ一、貳貫五百七拾七匁三分八厘 右同断 ヲ一、七貫三百七拾壹匁九厘 繁久寺庫裏建直し
---	---	--	---

リ一、五拾貫目

七カ
瑞龍寺御法事

ヌ一、五貫目

外
御殿桐之間銅屋根被仰付候御入用

ル一、式拾五貫目

外
石川御櫓建直シ等

ヲ一、三拾六貫八拾三匁六分壹厘

外
如来寺庫裏建直シ
桃雲寺庫裏建直シ

名倉氏採取文書

「1-1」(24×65cm、二枚貼継)

ワ一、式拾貳貫貳百九拾三匁五分壹厘
三三三二九九四
三拾八貫九八五六九
二之御丸切手御門脇御土蔵相建遠
所御土蔵等建直等

(後筆)
「一」御普請会所土蔵新出来

(後筆)
「二」福浦ノロシ

(後筆)
「三」〇セ御武具土蔵相建

(後筆)
「四」金谷御広式御土蔵御修覆五貫七百九十三匁七分八厘

三十六貫九百廿貳匁八分七厘

惣々四十二貫七百十六匁六分五厘

(後筆)
「五」高岡瑞龍寺宝蔵

(後筆)
「六」宝形ヲトソ

(後筆)
「七」奥納戸土蔵建修理

カ一、式拾五貫百目

セ
御神忌ニ付御宮、神護寺御修覆

ヨ一、三拾三貫八百七拾五匁八分貳厘

外
御樂屋鉛屋根フキカヘ

タ一、七拾七貫八百拾六匁

八拾貫八百九拾七匁六分貳厘

外
陽広院様御靈堂等相建

レ一、百三拾貫九百六拾壹匁三分五厘

外
学校御鎮守御造営、黒津舟御再建并仮屋

ソ一、四拾七貫四拾目八分九厘

五二三百十六匁七分六厘

入
会所役所并御細工所建替、境御閑所建修覆センキ、高岡町会所建替

ツ一、拾貳貫貳百七拾壹匁九分貳厘

十四貫三百八十三匁六分五厘

外
竹沢綿羊小屋、金谷ヘ移カヘ、公事場窄屋等御修覆并ゴキサマ御修覆、蓮池御コシ置所御用分相建

子一、四貫三百五拾目

外
大岩日石寺
仁王門

ナ一、二十四貫二百十七匁五分三厘

十六貫五百卅五匁五分
二十貫八百貳十目六分四厘

外
竹沢御取疊御入用
一、魚津三浦又蔵

御かし屋出火焼失付出来

二、同所御高札場焼失同断

三、小杉御高札場焼失ニ付建直し

四、滑川高札場焼失建直し

五、同所番人御かしや共

ラ一、六拾六貫三百貳拾貳匁九分六厘

輪島御蔵所カヘ
遠所御蔵等焼失ニ付相建等滑川御蔵焼失ニ付建直し、三筋力能州飯田村御蔵建直し

検討した結果、

(1) 作事関係の建物修築経費の総括記録(文化↗天保年間)

1-4 ↓ 1-1

(2) 作事関係の建物修築経費の年次別書上(文化口↗天保9年)

1-6 ↓ 1-9 ↓ 1-3 ↓ 1-2 ↓ 1-5

の二つのグループにまとめることが妥当と推考されたので、紹介は上記の配列で行った。2番目以下の封筒には、文化年間から天保年間の城内および城外建造物の造営費用、部材・内装の購入手続等に関する算用記録、藩関係作事に雇用された大工・絵師・飾金具職人などに関する支払記録や、納品した商人たちの請取状等が多数含まれていた。城内建物の再建・修築年次や修築経費を記録した部分に、新発見の事実が含まれており、今後の金沢城調査研究にとって、きわめて重要なものといえる。さきに刊行した文化六〇七年の二ノ丸御殿再建の記録『御造営方日並記』と関連する内容も散見される。名倉氏の解説原稿は一二〇枚以上あり、今後、原本校合と復元作業を併行してすすめ、仮目録等の作成につなげたいと考えている。

3、史料紹介

- ・史料の翻刻にあたり、原則として常用漢字で表記したが、一部、変体仮名や近世古文書独特の略体・異体の文字を使用した。
- ・本文書には朱筆と抹消点が多数あり、その注記を細かく行くと煩雑となるので、朱書きについては、本文にアミかけを施し、抹消点は左に「ゝゝ」で示した。

(1) 作事関係の建物修築経費の総括記録(文化↗天保年間)

「1-4」(24×65.5cm、二枚貼継)

イ一、九百九拾目四分

御城方桐箱

ロ一、五拾貫九百六十九匁九分八厘
六拾八貫七百六拾三匁七分六厘
金谷御取置并御修覆等住居替トモ

外

文化 七年 御仏間国本智光院へや

文化 十四年 御屋敷屋ね御修覆ステ、カへ

文政 四年 金谷御広式御土蔵御修覆

同 五年 御表廻御置かへ等

文政 十一年 金谷御広式屋ね

天保 四年 仮雪垣等

同 五年 御修覆

ハ一、式拾貳貫九百八拾三匁六分

外 御規式御能御用

ニ一、五拾七貫目

外 越後屋敷御建物相建

ホ一、四拾三貫七百目

外 七拾間御長屋等建修理
同所ツ、キ玉蔵

三 八 貳

外 単多御門建修理

ヘ一、五拾貫九百五拾目

外 金谷御門

三 拾 八 貫 九 百 五 拾 目

外 単多御門続御武具土蔵等

ト一、三拾七貫五百六匁式分七厘
此分ワ印入ル也

(外) 玉泉院様御丸御武具土蔵

外 土清水塩硝蔵相建、

チ一、三拾四貫四百四拾壹匁三分三厘
土清水塩硝蔵蔵建直シ
相建并々直シ火事損ニ付建直シ共
同所蔵火事損ニ付建修理

【資料紹介】

金沢城作事所に関する断簡資料(1)

―名倉氏採取襖下張文書(金沢大学文学部日本史研究室蔵)―

木越 隆三

1、「名倉氏採取襖下張文書」発見に至る経緯

一九七三年頃、当時金沢大学法文学部四年生であった名倉慎一郎氏(史学科国史専攻)が、金沢市内の旧御小人町にあった下宿の襖の下張りの中から古文書を発見した。それが、ここで紹介する「名倉氏採取襖下張文書」と命名した古文書である。名倉氏は金沢大学史学科の井上鋭夫教授の指導のもと、プールで水にさらしたのち丁寧にはがし、当時史学科助手であった西節子氏(中野節子助教授)らの指導のもと解説した結果、金沢城の作事に関する史料であるとわかった。この事は当時、新聞記事に取り上げられ話題になったが、やがて、この史料の存在は次第に忘却されていったようである。

その後、この襖下張文書は、金沢大学文学部日本史研究室の所有となり、日本史研究室で保管されていた。東京大学文学部の吉田伸之教授らによる、加賀藩江戸本郷邸の発掘調査に関連した絵図・文献調査が一九八四年から始まると、この襖下張文書の存在を知った杉森哲也氏・宮崎勝美氏らが、本資料の所在等について調査し、静岡県で教職についていた名倉氏より、この襖下張文書の解説原稿を入手している。しかし、史料原本の行方まで確認できなかったため、本文書の存在は公表されないまま一五年以上の歳月を経ることになった。

ところが、名倉氏の解説原稿を所持していた東京大学史料編纂所教授

宮崎勝美氏が、金沢城調査研究(絵図・文献)専門委員会委員に就任されたことを契機に、この襖下張文書は金沢城造営に関する重要資料であることから原本の所在を調べてもらえないかと、二〇〇三年、金沢城研究調査室へ依頼されたのであった。金沢城研究調査室では、解説原稿のコピーをもとに関係者に聞き取り調査したところ、金沢大学文学部日本史研究室に保管されていることが、二〇〇四年四月、金沢大学の笠井純一教授によって確認されたので、同年九月、金沢城調査研究(絵図・文献)専門委員会による史料調査が、金沢大学文学部の協力を得て実施された。この史料紹介は、この史料調査を踏まえて行うものであり、調査に協力頂いた、笠井純一教授・中野節子助教授ならびに日本史研究室の学生諸氏に感謝申し上げたい。なお原本調査に参加した絵図・文献専門委員・室員は下記の通りである。

脇田修(委員長)・田畑勉・宮崎勝美・中野節子(以上、専門委員)
木越隆三・石野友康(以上金沢城研究調査室員)

2、名倉氏採取襖下張文書の概要

「名倉氏採取襖下張文書」はいずれも断簡史料であり、どこまでを一点の文書とするか確定できないものもあり、まだ調査途上にある。したがって、史料点数は約一〇〇点と概数で示すほかない。二〇〇四年九月の調査では、グループごとに10個の封筒に入れられた現況のまま、仮の撮影(デジタル)を行い、解説原稿との対照を行うに止まった。今後、現状の封筒ごとに付された整理番号を尊重しつつ、断簡文書相互の関連を探り、出来るだけ元の古文書復元につながる分類を目指したいと考えている。そのため、今回は許された紙面の中で最初の封筒に収納された10点の断簡史料の中から7点選び紹介した。10点の断簡に、1―1から1―10までの整理番号が付されているが、今回、原本と照合し、内容を